

平成二十三年五月三十一日

第六十七回東京都卸売市場審議会議事録

東京都中央卸売市場



日時 平成二十三年五月三十一日（火） 午後二時三十分

場所 東京都庁第一本庁舎北塔四十二階 特別会議室A

出席者

会長 福永 正通 地方公共団体金融機構副理事長

会長代理 横山 彰 中央大学総合政策学部教授

委員 木立 真直 中央大学商学部教授

西尾 チヅル 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授

山本 茂貴 国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部部長

大北 恭子 特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟常任委員

伊藤 裕康 東京都水産物卸売業者協会会長

川田 一光 東京中央市場青果卸売会社協会会長

阿部 裕行 多摩市長

上野 和彦 東京都議会議員

川井 しげお 東京都議会議員

馬場 裕子 東京都議会議員

三原 まさつぐ 東京都議会議員

柳ヶ瀬 裕文 東京都議会議員

幹事 岡田 至 東京都中央卸売市場 市場長

塩見 清仁 東京都中央卸売市場 管理部長

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

大 小  
舩 笠  
秀 原  
次 広  
樹

本 飯 横 森 宮 野 志 白  
間 田 山 本 良 口 村 田  
正 一 宏 博 眞 一 昌 仁  
勝 哉 行 眞 紀 孝 仁

東京都中央卸売市場市場政策担当部長  
東京都中央卸売市場担当部長（特命）  
東京都中央卸売市場担当部長（管理部総務課長事務取扱）  
東京都中央卸売市場事業部長  
東京都中央卸売市場調整担当部長  
東京都中央卸売市場新市場整備部長  
東京都中央卸売市場新市場事業計画担当部長  
東京都中央卸売市場新市場事業推進担当部長  
東京都中央卸売市場基盤整備担当部長  
東京都生活文化局消費生活部長

## 第六十七回東京都卸売市場審議会

午後二時三十分 開会

### 一、開 会

○松田書記　それでは、大変長らくお待たせいたしました。定刻、二時三十分でございますので、東京都卸売市場審議会をただいまより始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、当審議会の書記を仰せつかってございます市場政策課長の松田でございます。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、定足数の確認をさせていただきます。

本審議会は、東京都卸売市場審議会条例第七条の規定により、委員の半数以上のご出席により成立することとなっております。審議会委員の定数十五名中、ただいま十四名の方々のご出席をいただいております。ありがとうございます。したがいまして、定足数を超過してございまして、有効に成立してございます。ご報告いたします。

なお、本日は近藤委員が所用のためご欠席されるという旨、連絡をいただいております。

次に、開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきますと存じます。

本日の審議会の資料は既にお手元に配付してございます。順番に、「審議会次第」「委員名簿」「幹事・書記名簿」「座席表」「審議会条例」、これに続きまして「資料一」「資料二」でございます。お手元のない場

合、担当の者にお申し出いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

なお、前回の審議会以降の人事異動に伴いまして幹事・書記の変更がございますが、お手元の「幹事・書記名簿」をもちましてご紹介に代えさせていただきます。

それでは、この後は福永会長に議事進行をお願いいたします。福永会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○福永会長　それでは、ただいまから第六十七回東京都卸売市場審議会を開会いたします。委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。会議の進行につきましては、どうぞご協力をよろしくお願い申し上げます。

まず、議事に入ります前に、前回の審議会以降、新しく委員になられました方がいらっしゃいますので、ご紹介を申し上げます。三原まさつぐ委員でございます。

○三原委員　よろしくお願いいたします。

二、市場長あいさつ

○福永会長　それでは、お手元に配布してあります「審議会次第」に従いまして会議を進めさせていただきますと思います。

初めに、岡田中央卸売市場長からごあいさつがございますので、頂戴したいと思います。岡田市場長、よろしくお願いいたします。

○岡田幹事　中央卸売市場長、岡田でございます。当審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ当審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

委員の皆様方ご承知のとおり、先般の東日本大震災におきましては、水産、青果など、生鮮食料品の生産・流通に大きな影響を及ぼしました。

加えまして、原子力発電所の事故によりまして、近県のハウレンソウなど、暫定規制値を超える放射能が検出される事態となりまして、食の安全・安心に重大な脅威といったようなものが起こったわけでございます。

こうした事態を受けまして東京都は、いち早く国の方針が出る前に産地へ出荷自粛を要請するとともに、国への要望を行ったわけでございます。

一方で、今回の大震災を通じ、東京の食が他県に大きく依存しているということを改めて認識したわけでございます。このため、流通の確保といったような観点から、価格の下落や、商品の返品を受けるなど、いわゆる風評被害が発生していることに対しまして、私ども東京都は、業界の皆様方と一致協力いたしまして、被災地の農産物を販売するという産地支援イベントをこれまで行っておりまして、計十回開催したところでございまして、その売上の一部を義援金という形で被災地のほうにお送りしているところでございます。

中央卸売市場といたしましては、引き続き、被災地の支援、そして産地の復興のために力を尽くしてまいりたいと考えてございます。

次に、豊洲新市場の整備についてでございますが、前回の審議会以降、ことしの二月から第一回定例会が行われました、その中で二十三年度予算の審議が行われ、豊洲新市場関連の予算を含む中央卸売市場会計の予算のご承認をいただいたところでございます。

また、国においても、第九次の中央卸売市場整備計画が三月末に策定され、第八次に続きまして豊洲新市場の整備が位置づけられました。

東京都といたしましても、平成二十六年度の開場に向けまして、整備事業を着実に進めていきたいと考えておりますので、委員の皆様方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、さきの中間報告の際に委員の皆様方からいろいろいただきました意見、そしてただいまご説明申し上げました大震災への対応など、その後の状況を反映した東京都卸売市場整備基本方針につきまして皆様方にご審議をいただくことになってございます。

どうぞ委員の皆様方、よろしくお願い申し上げます。

○福永会長 どうもありがとうございます。

それでは、引き続き議事に入らせていただきますと思いますが、映像、写真の撮影につきましてはここまでとさせていただきます。テレビカメラにつきましては、ご退室をお願いいたします。

### 三、議題

東京都卸売市場整備基本方針について（答申）

○福永会長 それでは、引き続きまして、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、「東京都卸売市場整備基本方針について」でございます。

本年一月二十五日の第六十六回東京都卸売市場審議会におきまして、計画部会より基本方針（骨子）（案）についてご報告をいただきました。基本的な方向性につきましては、委員の皆様方におおむねご理解をいただきました。その際に頂戴をいたしましたご意見等を踏まえまして、引き続き計画部会でのご検討をお

願いしておりました。

その後、ご案内のとおり、三月十一日に東日本大震災が発生いたしましたして、横山部会長から大震災を踏まえての追記が必要であるとのこと連絡をいただきました。会長の私といたしましてもこれを了承いたしました。したがいまして、今回の基本方針（案）につきましては、大震災を踏まえての東京都に対する提言等も含めて取りまとめたいと考えております。

計画部会の委員の皆様には、大変ご苦労さまでございました。本当にありがとうございました。

本日の会議では、この基本方針（案）につきまして、東京都知事に対する答申として取りまとめる予定でございます。

それでは、早速その内容につきましてご報告をいただきたいと思っております。

まず、計画部会の横山部会長及び各委員の皆様から全体的な考え方等についてご説明をいただき、それに引き続き事務局から具体的な内容について説明をお願いいたします。

なお、質疑等につきましては、説明が一通り終わりました後に時間をとらせていただきたいと思います。それでは、よろしく願います。

○横山会長代理　計画部会の会長を務めております横山でございます。それでは、会長からのご下命でございますので、この東京都卸売市場整備基本方針（案）について説明をさせていただきます。

資料一をご覧いただきましたのですが、この資料一に基本方針（案）の概要をまとめてございます。

本年一月に開催されました第六十六回東京都卸売市場審議会におきまして、計画部会を代表して整備基本方針の骨子（案）について中間報告を申し上げ、基本的な方向性についてはご了承いただきました。

その後、開催しました二回の計画部会を含め、計十回の検討を踏まえて、他の計画部会の委員とともに基本方針（案）の作成に努めてまいりました。

この間には、皆様ご承知のとおり、また今、会長からのお話もありましたとおり、三・一一の東日本大震災といった大災害が発生しました。こうした災害の発生は、生鮮食品等の流通を担う卸売市場に対しても非常に大きな影響を与えるものでありまして、今回のこの方針（案）の作成に当たり無視できないものとなりました。

それでは、資料一をご覧いただきたいと思えます。

今回お示しした基本方針（案）は、基本的には中間報告においてご了承いただいた骨子の構成に従ったものになっておりますので、私からは、新たに追加した項目等にポイントを絞ってご説明をさせていただきますと思えます。

なお、時間的な制約もございますので、前回の骨子に沿った内容となっております項目については説明を割愛させていただきたいと思えます。

資料一の右下の二重囲み部分をご覧いただきたいと存じます。

まず、市場別整備方針について申し上げます。

中間報告では、「市場ごとの特徴や強みを踏まえた着実な整備・運営を図っていくべきである」といった大きな考え方を述べるにとどめましたが、今回の基本方針（案）では、こうした認識のもとで今後取り組むべき整備内容について市場別に整理をいたしました。

なお、平成二十六年度に開場が予定されている豊洲新市場につきましては、本年三月に国が策定した第九次中央卸売市場整備計画においても第八次の同計画に引き続き位置づけられましたので、その旨も記載しております。

次に、東日本大震災という未曾有の大災害の発生を踏まえて、新たに第五章を追加いたしました。ここでは、二つの点から取りまとめをしております。

一つが、卸売市場が災害時においても生鮮食料品等の安定供給の役割を果たしていくための取組として、「卸売市場の災害対応力の強化」を記載しております。

なお、今次のこの基本方針（案）の取りまとめをする段階では、国や東京都の防災計画等が見直されるということも大いに考えられましたので、こちらに取りまとめた内容は、当面推進すべき取組として位置づけました。

ちなみに、都は、五月二十七日に「東京緊急対策二〇一一」を公表しています。その中でも指摘されておりますが、二点目として、本整備基本方針（案）におきましても、東京が震災の被災地から多くの生鮮食料品の供給を受けている状況を踏まえ、産地の復興支援に向けた取り組みや風評被害防止対策など、「産地支援に関する取組」をまとめております。

私からの説明は以上でございますが、引き続き計画部会の各委員から補足説明をしていただきたいと思います。

なお、その後、事務局におかれましては、前回の審議会において委員の方々から出されたご意見、ご要望を踏まえて記載した事項等について説明をお願いしたいと思います。

それでは、木立委員、西尾委員、山本委員、順次お願いいたします。よろしくお願いいたします。

○木立委員　それでは、私のほうから簡潔にお話をさせていただきます。細かい点は省略をしまして。基本的に今回のこの基本方針（案）ですけれども、市場の公共性という点についていわば改めて再確認をしています。それについては、ある意味では現状の市場経由率がおよそ六割、あるいは国産に限るとはるかにもっと割合が高くなるというような実態を踏まえても、やはり都民、消費者に対する生鮮食料品等の安定供給という点で卸売市場が果たす公共性は極めて大きいということと前提を確認しました。ただ、どのような形で市場がそういった機能、公共性を担っていくのかという部分では、恐らくいろんな議論が

あるわけですか。

そこで、今回特に基本方針（案）である意味で強調している点、それは東京の特徴を踏まえてということとあります。ご存じのとおり、東京の場合は開設区域内に中央卸売市場が複数ある、あるいは地方卸売市場についても一定の重要な役割を果たしているということと踏まえて、整備方針のところでも出ていますが、市場の特色・特性を生かした市場整備なり市場運営をしていくということがやはり東京の場合の非常に大きな特徴としてあるかと思えます。

国の方針として、中央拠点市場という一つの類型が提示され、それに加えて、他の市場ごとの特性を踏まえた市場機能のあり方、あるいは整備のあり方があるだろう。それらの市場が一体となって、いわばネットワークとなってそのような公共的な役割を果たしていくんだということ。ある意味では、今回の東日本大震災ともかわりますが、一極集中型であるよりも、多極分散型のような各市場の連携によってその市場の社会的な責任を果たしていくという点が今回のこの案の非常に大きな特徴ではないかというふうに考えています。

恐らくこの点は、集中型の市場が果たす生鮮食料品等の安定供給という機能にかかわって、一極集中型の市場では果たし得ない機能をいわゆる分散型ネットワークの市場で果たすことが可能であるというような認識がその理論的な背景としてはある。それについては詳しくお話しすることは避けませんが、その点が今回の方針として特に明示された点ではないかというふうに理解をしております。

以上です。

○西尾委員　西尾と申します。私は、消費者行動を基点としたマーケティングの研究者という立場でこの計画部会の委員をさせていただいております。

先ほど木立委員のほうから卸売市場の公共的役割ということについてお話がございましたので、私はそ

れ以外で留意した点について、特徴的なところを少し申し上げたいというふうに思います。

それは、食の安心、安全に関することです。よく「食の安全・安心」というのは中黒でくくりに使われることがありますが、心理学等々の領域においては、「安全」という概念と「安心」という概念は違います。

「安全」というのは、危険の少ない現実が守られている状態をさします。これは、科学や技術で実現可能なものというふうに考えられています。すなわち、危険を計測する物差しや検査体制をきちつと整備するということによって、それにより安全を数字で表現したり管理したりすることができます。また、安全な状態を計画・管理するためのシステムを構築することによって、安全な状態を維持することができます。

それに対して「安心」というのは、大丈夫だと感じる心理的状态をさします。心理的なものでございますので、市民や社会が大丈夫だと感じることでできる体制がきちつとできているということが重要となります。したがって、安全を確保するための体制ができていることを、市民や社会が理解できる形で「見える化」することが不可欠となります。すなわち、これはコミュニケーションの問題に帰着いたします。

この基本方針（案）の中でも、安全を確保する仕組み・体制と、市民や社会の中で安心が醸成されるためのコミュニケーションの問題をきちんと分けて示している点は、特徴的なことだといえます。

また、安全や安心を確保するために、産地、卸売市場関係者、東京都等の役割を明確に示しているという点についても、今回の基本方針（案）の中で一つ特筆すべきことだというふうに私は思っております。以上でございます。

○山本委員　計画部会委員の山本です。今回、計画部会委員という重要なお役目をいただき、ありがたく思っております。また、今回の経験は私にとって大変よい経験になったことを感謝いたします。

私は、食品衛生管理の専門家という立場から、計画部会における基本方針の検討に参加してまいりまし

た。生鮮食品を取り扱う卸売市場においては、当然のことながら、衛生管理を充実させ、食の安全・安心を担保していくことが重要です。今回の最終答申案を作成するに当たり、中間報告のときと重なる部分があるかと思いますが、私が重点を置いた項目について述べさせていただきます。

衛生管理を考える上で、まずは卸売市場における現状を分析してみますと、一例を申し上げますが、ハード面では、低（定）温卸売場が整備されてきたということもあります。また、都の中央卸売市場全体を見渡しますと必ずしも整備が十分とは言えません。また、ソフト面では、卸売業者や仲卸業者が安全・品質管理に関するマニュアルを作成したり、東京都と市場業界に安全・品質管理者を置くなど、日々の衛生管理の向上に努めている様子は確認されます。しかし、実態としては十分に衛生管理が行き届いているとは言えない状況も見られております。

私は、衛生管理の水準を向上させるには、計画期間内において達成すべき目標を設定することが重要と考えました。具体的に目標を定め、それに向けた取組を積み重ねていくことにより、市場を経由した生鮮食品は安心でき、安全であるということが世の中にしつかりと認知されていくと思います。ハード面では、大手量販店の物流センターなどのように、閉鎖型構造の施設としてワールドチェーンを確立していくことは時代の趨勢と考えます。また、ソフト面では、品質管理マニュアルに基づく衛生管理の状況について、引き続き検証を行っていくことが大切であると思います。

なお、新たに開場する豊洲新市場については、食品衛生管理における国際標準とされているHACCPの考え方に沿って、卸売市場における一つの衛生管理の理想型をつくり上げていくべきと考えております。

さらに、今回、未曾有の大震災、東日本大震災を経験するに至り、これまでの衛生管理に加えて、危機管理面での整備の重要性を盛り込む必要があると考えました。つまり、災害時であっても食料供給の基地として安全な食品を継続的に提供できる機能を維持させるハード・ソフト面の充実が必要と考えました。

以上の考え方で基本方針（案）の取りまとめを行わせていただきました。どうもありがとうございました。

○福永会長　ありがとうございます。

以上、部会長をはじめ、計画部会の委員の皆様方から基本方針（案）の報告をいただきました。引き続きまして、事務局から資料の内容について説明をお願いいたします。

○大舘幹事　市場政策担当部長の大舘でございます。座ったままで失礼させていただきます。

それでは、早速ですが、お手元の資料二、本文によりまして、前回の審議会でご議論いただきました基本方針の骨子案との変更点を中心に説明申し上げます。

まず、一ページをお開きください。基本方針（案）の「はじめに」ですが、下から四行目に、「東日本大震災を踏まえて」との記述を加えております。

次に、四ページ、下のほうの（八）、卸売市場経由率でございますが、前回の審議会で行っていただきました意見を参考に、国産青果物についての市場経由率につきまして、農林水産省のデータをもとにした記述を、最後のほうでございますけれども、加えてございます。

次に、八ページ、「第二 東京都における卸売市場の取引等の現状」でございますが、この章は取引関係のデータを示しながら現状を説明してございますので、表題に「取引等の」という文言を加えさせていただきます。また、九ページから十六ページにかけてのデータでございますが、直近のものに更新をさせていただきます。

次に、十八ページの真ん中辺でございますけれども、「三 中央卸売市場整備の具体的な施策の方向性」でございますが、ここからはより具体的な施策につきまして記述をさせていただきます。

アの卸売場等の低（定）温化によるコールドチェーンの確立につきましては、前回の審議会の議論を踏

まえまして、十九ページの一番上ですが、卸売場はストックポイントではないこと、またコストやエネルギー消費及び環境負荷などにも留意して適切な施設整備を行うこととしております。

次に、二十ページから二十一ページにかけまして、食の安全・安心確保への取り組みとして、取り組み内容をより詳細に記述してございます。

次に、二十二ページから二十三ページにかけまして、環境問題でございしますが、省エネ・地球温暖化対策等々につきまして取組方針を記載してございます。

次に、二十三ページの下の方でございしますが、災害等の危機管理時の対応ですが、ここでは卸売市場として一般的に取り組むべき内容を記載してございます。今回の東日本大震災を踏まえての対応につきましては、後ほどご説明申し上げますが、別途、第五章により詳細に記述してございます。

次に、二十四ページからですが、卸売市場の活性化に向けて、卸売業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業者、東京都が取り組むべき事項について、より詳細に記述してございます。

また、二十五ページから二十七ページにかけまして、人材の育成、情報の収集・発信、専門小売店等の支援、量販店等への対応につきまして、より詳細に記述してございます。

次に、二十八ページですが、都民・消費者に対する取組を具体的に記述してございます。

次に、(三)財政基盤の強化に向けてでございますが、前回の審議会でご意見のありました市場使用料につきましましては、②にございますように、「徹底的なコスト削減に加えて、市場会計の収益の基本である市場使用料について、『市場使用料あり方検討委員会』における検討を踏まえ、適切に対応する」と記述してございます。

次に、三十一ページ、「第四 市場別整備方針」でございしますが、「一 中央卸売市場」の(一)市場の特色・特性を活かした施設整備・市場運営でございしますが、前回の意見を踏まえまして若干の文章の修

文をいたしました。基本的な考え方といたしましては、「卸売市場全体のネットワークによる総合力を強化し、都民の食生活の安定に向けた責務を果たしていくべきである」と記述してございます。

次に、(三)市場別の整備方針でございますが、前回の中間報告では記載がございませんでしたが、今回、各市場別に整備方針を記述させていただきます。

このうち、特に「イ 豊洲新市場」につきましては、前回のご議論を踏まえまして、後段部分でございませけれども、土壌汚染対策につきまして、「対策を着実に実施していくとともに、引き続き都民・関係者にその内容を分かりやすく説明するなど、リスクコミュニケーションの充実を図る」としてございます。

次に、三十二ページでございますが、大田市場の水産物部、足立市場、世田谷市場の青果部につきましては、取引状況などにかんがみまして、「市場の活性化」という取組方針が示されてございます。また、多摩ニュータウン市場につきましては、第八次の整備方針と同様、「市場のあり方について検討する」としてございます。その他の市場につきましては、基本的には各市場において必要な施設整備を行っていくという方針が示されてございます。

次に、三十三ページの「二 地方卸売市場」でございますが、地方卸売市場は、中央卸売市場とネットワークを形成し、相互に補完し合いながら運営されていること、また、特に多摩地区においては、地方卸売市場が生鮮食料品等流通の中心的役割を果たしていることを踏まえ、具体的な東京都の支援策について記述してございます。

最後に、三十四から三十五ページ、これが東日本大震災を踏まえての追加された部分でございます。

一の(一)では、都内の中央卸売市場が災害時における生鮮食料品調達業務、広域輸送基地としての業務等を確実に実施できるよう再検証すること、(二)では、各市場において、複数の交通手段やルートの設定、予備電源の確保や燃料の備蓄等を進めること、(三)では、卸売市場のハード・ソフト両面にわたって

防災対応能力を高めるとともに、訓練の実施や資機材等の備蓄を推進すること、(四)では、豊洲新市場につきまして、液状化対策を確実に実施するとともに、都民や市場関係者にわかりやすく情報提供することとしてございます。

次に、三十五ページですが、(一)では、市場関係者は、被災地の農畜水産物について積極的にPRし流通に乗せるなど努めるべきこと、(二)では、東京都は、今回の原発事故による風評被害といった事態を教訓にして、都民とのリスクコミュニケーションのあり方について、より一層の検討・改善を進めるべきこと、(三)では、東京都は、市場関係者が行う被災地支援のための対策等に対して、積極的に支援することとしてございます。

大変雑駁でございますが、以上でございます。

○福永会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご報告をいただきましたことを踏まえまして、基本方針(案)につきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。どうぞ。

○三原委員 基本方針は、大変ご苦労いただいて、結構だと思います。本来、基本方針ですから部会長等に質問すべきことなんだと思いますけども、この基本方針をもとに整備計画を幹事側がおつくりになるというふうに承知していただきますので、幹事側のほうにこの基本方針に基づいて整備計画を立てられる中でぜひ具体的にうたい込んでもらわなければいけない、あるいはまた、この基本方針でも触れられていますけど、幹事側がどういうふうにお考えになっているかというようなこともあわせて聞かせていただきたいと思います。

ちよっと恐縮なんですけど、時間をとりますから三点にまとめて一括して申し上げますが、よろしいですか。

○福永会長 はい。

○三原委員 すみません。まず第一は、お話がありましたけども、東日本大震災を機会にいろいろな教訓を得たわけでございますけど、安全・安心に関して、市場を通じたものは安全・安心ですというふうに我々は耳にしていますけども、特にこの放射能の問題はこれからかなり長期にわたるといふ気がしますし、日本でもあまりそういうことに対応したことがないわけですので、かなり具体的に安全ですよということを都民にPRしなくてはいけないと思いますので、これから計画の中にうたうというのでは遅いのかもしれませんが、具体的にどうやるかということについてお考えがあればぜひ聞かせていただきたいと思えます。

それから、同じくこの震災で、たまたま今、部会の先生からお話がありましたけども、震災が起きてみると、特に放射能の関係ですけど、出荷制限があったりして、随分特定の地域に都民の食を依存していたなということになったわけですけど、東京にも農家がたくさんありますので、やっぱりこういう機会に東京の農業というものを中央卸売市場としてどういうふうに支援、育てていくかみたいな、連携をもっと東京の農業としっかり強くしておかなければいけないんじゃないかなという気がしますので、その点についてのお考えを聞かせてください。

それから、災害についての三番目は、お話も出ましたけれども、緊急用電源の喪失という問題でありました。かつて江戸川で東京電力の電線が切れて市場が大変影響を受けたということがあったので、それを貴重な経験にして対策を十分練っておけばよかったかなと思います。今回、計画停電があつて、北足立市場は大変な影響を受けました。その中で、非常電源はあつたんですけど、笑い話みたいな話なんですけど、その非常電源の発電機からつなぐコードがなかったとか、それから、今インターネットといいますが、コンピューターによる取引が大変大きな力を持っていますけど、自家発電装置をそのままコンピューターにつながないので、電圧を調整するコネクタみたいなのがなきやだめだと、それが全然手配がつかない

いからというので大変な大きな影響がありました。

考えてみると、自家発電装置を置いたりしたら、燃料をどれぐらい保管するとか、配線の電線をどうするかとか、電圧調整機をどうするかってワンセットで考えることなのに、どうしてそういうところまで我々も含めて考えが及ばなかったのか、申しわけないなと思います。が、やっぱりそういうことを計画の中できちんとしておかないと、つい我々は非常用発電機を用意するということところで話が終わってしまいますので、今回の教訓からそのことをぜひ計画の中にちゃんとしていただかなければいけないと思いますので、見解を伺いたいと思います。

それから、大きな項目の二つ目に、この中にも書いてございますが、市場の活性化ということを大変力を入れて書いていただいています。ありがたいことだと思いますが、部外者である私が言うのがいいかどうかわかりませんが、大田の水産とか、足立の水産とか、世田谷の青果とか、北足立の花きとかいうところは、なかなか難しい状況を抱えています。したがって、この中で東京都は、財政の健全化については監督・指導をちゃんとしていくと書いてございますけど、具体的に市場の中の業者の統合とか、あるいは合理化とか、大型化とかというところになると、これは民間対民間のことだから、支援はしますよと、こういうふうに書いてございますけど、「助けて」と言ってきたら支援するけど、それまではちよつと黙って見ているしかないんですよというイメージなんです。そうじゃないのかもしれないかもしれませんが、ですから、これは、支援する中には、最大限指導に近い支援というふうな雰囲気にしていただかないと、せっかくのことが残念な結果に終わるような気がします。で、ぜひこれは「指導」と書けないまでも、精神としては統合とか大型化に向かってしっかり指導すると、「指導」と書けないから、最大限指導するつもりの支援をするということを含ませてもらいたいなと特に思いますから、その点についての見解をお願いします。特にもうこれはかなり急を要するというふうに思いますから、お願いをしたいと思います。

それから、大きな三番目ですが、私もかねてこの卸売市場審議会の会議のたびに申し上げてきましたけど、やっと豊洲新市場の開業に伴って影響が出ると思われるので水産の大田と足立については検討するということを具体的に書いていただきまして、誠にありがとうございます。今までは豊洲が開場したらその結果を見て対策を考えますというのがご答弁だったんですけど、こういうふうに変化されて、もう豊洲の開場を前提に対応を考えていくということになったのはありがたいことで、これは具体的に計画の中でしっかりと打ち出していただきたいと、こう思いますので、特に足立市場については、個別のところにも書いてありますが、きょうは残念ながら足立区長の近藤委員がご欠席なので、本当は区長さんが言うべきところなんですけど、私が代わりに申し上げますけど、足立市場については、足立区も協力して足立市場の建て直し、活性化をやる、こういうふうに行っておられますので、都側もそれをしっかりと受けとめて対応してもらいたいと、このように思います。

大変長くなってすみませんでしたが、大きく三つのことを計画段階できちんとうたい込む、そういう前提でお考えを聞かせてください。

○福永会長 事務局のほう、答弁はありますか。

○横山幹事 事業部長の横山と申します。先生のご質問のうち最初の安全・安心の体制、それから東京の農業の関係、それに北足立を含めた代用電源の関係、そして統合大型化の指導、このあたりについてお答えいたします。

最初に、今回の原発事故に基づく放射能汚染、それによって農畜産物等に暫定規制値を超えるような値が出たものに関して、市場としてどういう形で都民の食料供給に関して安全と安心を守る体制をとっているかという点についてまずご説明いたします。

まず、安全の体制でございますが、市場は産地と連携いたしましたして、この点について体制をとっており

ます。具体的に申しますと、現在産地は、国等の指導に基づきまして、ほぼ週一回ぐらいの割合で、自治体単位で同じ品目について複数のサンプルをとってモニタリング検査をやっております。その後、情報につきまして、市場は漏れなくその情報をとっております。もしその中で食品衛生上の暫定規制値を超える値が検出された場合には、深夜であろうが直ちに市場関係者にS Q Mという制度を通しまして情報を提供いたしまして、止めるものは確実に止めるということでもって対応しております。その上で、各市場業者に対しては、安全なものとは安全でないものについての情報を提供いたしました、安全でないものについては売らないという体制をとります。なおかつ、例えば産地側のいろいろな検査について疑問の点があれば、必ず確認しております。また、産地側では検出されませんが、ほかの地域の流通段階でそういうものが検出された場合には、産地側に対して追加検査を要求しております。そういう形で、産地側に任せ切りということなく、市場として主体性を持ちながら安全の体制を維持しております。

次に、それに基づく安心の体制でございますが、先ほど市場長のほうから話がありましたように、そういったような内容を市場がとっていることをまず流通業者によくわかっていただいて、対面販売等においてそれを伝えていただくと、消費者に対してですね。それからまた、市場に入っているものは実際に安全であるんだということを消費者にP Rするための産地フェアのようなものを盛んに展開いたしました、そこに来られた多くの都民の方々に着実にそれを伝えております。そういうことで、安全の体制と安心のP Rということを今心がけております。

二番目でございますが、東京の農業との連携ということでございます。従来から地方卸売市場等については地場産の農産物等を扱っている部分があります。なかなか量が多くないものですから目立たないということ、決して中央卸売市場がそれを排除しているわけではございません。できるだけそういう

特徴のある地場産のものを今後とも中央卸売市場で扱えるよう、それがPRできる形でもって扱ってまいりたいと考えております。

三番目、北足立の例の計画停電の件でございますが、今回、計画停電では都内の各市場のうち唯一北足立のみが計画停電の地域に当たってしまいました。既存の非常電源はあったんですけれども、非常電源というのは、ほかの市場もそうなんですけども、例えば避難通路の照明とか、そういうものでしか実はないんですね。実際にシステムとかせり場等の照明というところまで実は及ばないということですので、今回の計画停電ではそういったものがつかなかつたために取引が停止するといった事態になってしまいました。それで、直ちに北足立につきましては発電機を増設いたしましたして、システムの維持等、取引に必要な最低限の電源を確保しております。

北足立以外の市場につきましても、現在発電機等を集めまして、順次代用電源等のすべてではないんですけども、対応できるように設置を進めております。

今、先生のほうで、危機管理対応として、いわゆる非常用電源を超えた代用電源まで含めて検討すべきであるというお話でございますが、これにつきましては現在検討しております。ただ、設置費用ですとかコスト面、それから費用負担の問題以外に稼働していない発電設備をどう維持管理するかとか、それから何よりも大田、築地、そのように大規模の市場の場合、どこまでそういう大きな発電設備をつくるのかといういろいろな問題がございます、その点について現在検討しております。

次に、市場業者の統合大型化の支援という内容について、状況を見ながら指導すべきであるというお話についてでございますけども、基本的には先生おっしゃるとおりに、条例上では東京都というのは市場業者の経営の健全化等に責任がございますので、例えば業績不振等で財務体質が著しく悪化した場合につきましては、その転・廃業に先立ちまして、当該業者の合併ですとか、それから営業譲渡といった統合大型

化の指導はやっておりません。

こういった状況に至らない前の段階のときは、まず第一義的には当事者の経営判断がやっぱり優先されるべきだと思っておりますので、それを優先するんですが、場合によっては、両当事者がそういったような合併をしたいという意思があるにもかかわらず、いろんな条件でその調整がつかないというようなときには、東京都にそういうようなご要望があれば、今後ともそういったものについては東京都が中に入って調整をしていくと。その結果として、統合、もしくは合併するということも考えてまいります。

以上でございます。

○森本幹事　続きまして、調整担当部長の森本でございます。ご質問にありました地元足立区と連携した足立市場の活性化策について申し上げます。

これまで東京都は足立市場の活性化を図るために、都と市場業者の共同整備による大物卸売場の低（定）温化等、いろんな取組を行ってまいりましたが、昨年、平成二十二年の二月から、市場協会との共催によりまして、「皆で足立市場の将来を考える会」を発足させまして、足立市場の目標を構築し、具体的な行動計画を策定するために何回も何回も議論を重ねてございます。

この「将来を考える会」には、市場関係業者だけではなく、足立区役所の担当の職員の方も参加していただいております、その中で観光客を誘致することとか、市場周辺の再開発に合わせた施設の整備などについても議論が行われております。

今後は、こういった議論を勘案しながら、市場業者の活性化に寄与するための方策を検討いたしまして、必要な取組をしていくというふうに考えております。

○三原委員　ありがとうございます。内容は十分理解いたしました。ぜひ計画の中でしっかりとりたい込んでもらいたいと思いますが、特に事業者の財務体質を見ていただくところは重要なんですけど、それ以上に

やっぱり統合化とか大型化とか、かなり市場開設者として踏み込んでいただかないと、なかなか市民ですんなり皆さん方のほうにご相談に来るといのは難しい状況もあると思いますね。だから、なかなか言葉では言いづらいんですけど、かなり積極的に対応していただくよう重ねて要望しておきます。

ありがとうございます。

○福永会長　ほかにございますか。よろしゅうございますか。

○馬場委員　計画部会の横山部会長をはじめ、部会の先生方には大変、大震災等の追加の項目もあるという中でまとめていただきましたこと、まず御礼申し上げます。

先ほどのご報告と、また質問もありました。私からは、今回、大震災のほかにもう一件追加になりました市場別整備方針、三十一ページ、第四のところ、その(二)豊洲新市場の整備の中で、国の第九次の整備計画においても、八次同様、今回整備をする、正確には平成二十六年開場を目途に整備をするというふうな追記があります。この件につきまして、確認と質問をさせていただきたいと存じます。

国の九次の整備計画ということで、国の整備計画答申案でしょうか、その資料と一緒にさまざまな資料も私どもにも送っていただきました。その中に、三月八日に行われました衆議院の環境委員会におきまして、豊洲は土壤汚染地域で、そこに市場を開設することに安全等の心配があるという質問がございまして、それに対して、農水省の総合食料局次長が、中村次長が政府の参考人として答弁をされております。その答弁の概要をいただいております、それによりますと、都は、土壤汚染対策に今後万全を期すとしていふと。ですので、国とすると、そのことを尊重すると言っているんでしようか、そういうことだというふうにご答弁されております。

今回の都の審議会の答申案でも、今申し上げました答申案の三十一ページの下から四行目のところにも、「安全・安心を十分確保できる対策を提言されている。今後、これらの対策を着実に実施していく」と、

先ほどもご説明がありました。記載がされております。

国の審議会も、東京の私どもの審議会も、先般お話がありましたように、土壌汚染については専門家ではないというようなことも含めて、都が万全な対策を講ずるということ。今回の計画になっているわけですが、この万全の対策ということについて都はどのように考えていらっしゃるか、無害化の確認というふうに言っていていいでしょうか。

そのことが一点と、続きまして、関連しますので、またいただいた資料の中でもう一つ、三月二十五日の国の審議会、食料・農業・農村政策審議会で答申がされたわけですが、その答申に伴っての委員の意見を配布いただきました。その多くの意見は、豊洲の予定地、土壌汚染対策について安全性というものを多くの皆さんが危惧をしておっしゃって、特に山口部会長は意見で、築地市場の移転については、東京都が土壌汚染対策工事を行い、認可申請の段階では卸売市場法に定める認可基準に合致するための対策をとることを前提に整備計画に記載することを認めるものであり、それが認可基準に合致しない場合は、整備計画の対象から外れることを明確にすべきというような意見を添えられていらっしゃいます。そういうことの意味を踏まえた上で、この二十五日に答申案が了承されたというふうに伺っております。

国も、私どもですが、今まで前例のない土壌汚染地域に市場をつくるということについては、今回は、国は計画の中に盛り込んだけれども、市場として認可をするということは別です。ということに書かれている、言われているということなんです。それでは、都として、先ほどご質問しました無害化というのがどういう状況で確認されるのか。その無害化が確認されない限り市場としての認可申請はすべきではないと私どもは考えております。その意味で、許可の申請の時期をいつ、どのような状況で考えていらっしゃるのか、この二つについてお尋ねします。

すみません。事務局でよろしいでしょうか。

○白田幹事　まず、一つ目のご質問でございますけれども、土壤汚染対策等は万全を期すと言っておりますが、どのようなものかということでございます。

土壤汚染対策法が求めます基本的な土壤汚染対策の考え方といたしましては、土壤汚染の摂取経路、受け入れる経路でございますけれども、摂取経路を遮断する封じ込め対策、これを講じることが基本とさせていただきます。これに對しまして、豊洲新市場予定地では、操業に由来いたします汚染七物質につきましては、すべて除去してまいります。地下水に關してもすべて浄化するというものでございます。このような法を上回る対策を行うことから、安全性に問題はないというように考えてございまして、都といたしましては、専門家会議、技術会議の提言に基づきまして、着実に汚染対策を行うことで生涯この土地に住んだといたしましても人の健康への影響はなく、生鮮食料品を扱う市場でも食の安全・安心が十分確保されるという用地を整備してまいります。

それから、二つ目でございますが、無害化の確認の仕方でございますけれども、先ほど申し上げましたように、都の行います対策につきましては、法を上回る手厚い対策でございます。このような手厚い対策で市場用地の安全・安心を十分確保してまいります。こうした対策を確実に実施することで土壤、地下水いずれにつきましても環境基準以下になったということを観的なデータで確認した上で土壤汚染対策を行っていくというものでございますので、これによりまして市場用地の安全性は十分確保されるというように考えてございます。

以上でございます。

○福永会長　二つ目。

○大拙幹事　国の認可申請の關係についてご説明申し上げます。

築地市場の豊洲地区への移転につきましては、卸売市場法に基づきまして、卸売市場の位置及び面積の

変更ということに該当しますので、変更の認可申請というのが必要になります。

この変更の認可申請でございますが、農林水産省を窓口といたしまして、開場の直前に認可申請をするということになってございます。もとより、安全・安心の確保は卸売市場を整備するに当たりまして大前提となるものでございます。したがって、新市場に係る認可申請につきましては、万全な土壤汚染対策を講じた上で行っていくということでございます。

また、認可申請の窓口となる農林水産省に対しましても、これまでも技術会議、あるいは専門家会議の内容につきまして十分にご説明してきておりますけれども、引き続き十分な説明に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○宮良幹事 豊洲の汚染物質に関する対策について、今、担当部長がお答えいたしましたけど、要はポイントは、今回の汚染土壌対策に対しては、専門家がこれまでの科学的知見、あるいは最新のデータに基づき対策を組んでいただいて、かつ、それは専門家会議という組織をつくりまして検討していただいています。引き続き、それを具体化するために技術会議という会議を設置しまして、また今度はその対策を具体化する技術工法を提言していただきます。さらに加えて、現地の土壌、地下水を実際に採取しまして実験し、それは実際に対策するときと同じ方法です。例えば矢板を打って土を掘ったり、地下水をポンプでくみ上げる。そういったものに対して、技術会議が提言していただいた技術工法を実際に適用して、データでもって無害化、要するに環境基準以下となったことを確認しております。

そういった観点から申し上げますと、無害化の確認は、やはり具体的に技術会議、あるいは専門家会議が提言していた対策、具体的な工法、それをまず一つは確実に実施すること。それにつきましては、具体的な話に今後なりますけれども、しっかりした業者、経験豊富な業者が施工し、私どもがしっかり監督しま

す。そういったことで工事の確実性をやはり確認していくと。

二つ目は、先ほど委員からお話がありました安全・安心ということなのですが、安全についてはやはり具体的な数値でもって確認する。具体的には、処理したものを分析に回しまして、環境基準以下になったことを数値で確認していくと。そういったことで市場用地としての安全を確認していきたいと、そういうふうに考えています。

○馬場委員　ありがとうございます。客観的データで確認をするということがリスクも含めて都民に情報開示がされるといふふうに読み取れるんですが、それがどういふふうに、いつきちんとされていくのか、今は専門家会議、技術会議で最上の方法で安全ということを前提で行われるから大丈夫という、そういう前提で今回は、前提ばかりですが、計画に盛り込まれたという状況だと思えますが、やはり先ほど西尾委員がおっしゃられたように、安全と、さらに安心という部分の市場の開設ということを考えれば、それは単に築地を豊洲に移転するということだけでない課題を今抱えての今回の答申になるといふふうに思っております。

その意味で、先ほどの客観的データの確認等を含めて、都がこれだけ国に対しても「都がちゃんとやるから大丈夫なんですよ」ということを申し上げて国のほうの答申に盛り込まれたのではないかというふうに思います。国のほうでも、しかし、それを計画、建設、土壌汚染対策をし、もう一つ問題は並行して建設工事もやっていくということなので、この辺の並行してというあたりでの問題と、それから、無害化というのが実証されなければ基本的には認可というところの課題が残りますというふうに私は受けとめているのですが、その辺について、しっかり都の責任というのが問われている。だからこそ、私もこの審議会でそのことを、今回の答申の中でこの豊洲を計画に入れるということについて十分にやはり審議していかなければいけないというふうに思っております。また後で申し上げますが、とりあえず、ありがと

うございます。以上です。

○宮良幹事　後段の無害化の確認、今お話しさせていただいたのはデータの確認という意味です。先ほど馬場委員からお話がありました安心のほうにも少しかかわることと認識しておりますが、そういった土壌汚染対策を検討していただくプロセス、あるいはその過程の資料、その結果、それから、いろいろ調査をしましたが、調査した現場を公開させていただいて、実際に都民、一般の方、あるいはマスコミ各位に全部見ていただくと。それから、実験についても公開すると。当然いろいろな各種分析をしたデータについてはホームページ等々を通じて公表していると。そういったことを行っています。

こうしたことを私も市場は行っているんですが、その意味は二つあると認識しております、一つは、先ほどの安全のほうの無害化、数値でその確認をして、なおかつ、これを公表しまして、皆さんに知っていただく。安心のほうは、実際そういった調査、あるいは実験をどういうふうにするのかと、それを見ていただいて、理解していただきたいと。それはやはり安心のほうにつながっていくと考えております。現に今でも市場をめぐるツアーなどを企画して実施しております。参加者のいろいろなお話を聞くと、やはりこれまで、ちよつと言にくいですけど、観念的だったんですが、築地市場はどういったものかと。やはり来てみるといろんなことがわかると、そういったことをおっしゃっています。そういった事柄、いろいろツアーをやることで、安心のほうにもいろいろご理解がいただいているのかなと思っております。さらに、ちよつと長くなりましたが、工事を実施しまして、いろいろなデータをとることも考えています。それについては、専門家の人を入れた協議会などを組織して、リスクコミュニケーションをすべきである、そういった提言をいただいています。東京都としましては、提言を受けまして、今具体的に検討をしている段階です。リスクコミュニケーションも、今までの情報の公開・開示に加えて、今後とも工事を進める段階で行っていかうと、そういうふうを考えております。

○福永会長　ご質問のほうから先にどうぞ。

○伊藤委員　今、話題に上がっております豊洲新市場、私、現在築地の水産の卸でございますが、当然豊洲ができればそちらのほうに行つて、そこで働くということになつていくわけでございます。人並み以上にこの問題については大変に関心を持っておりまして、我々自身がここで安心・安全を旨とした仕事ができるのかということが一番の我々にとっては第一前提でございます。

それで、先ほど来お話がございますように、専門家会議もかなり時間をかけ、それからその都度公開でこの会議が開かれて、私どももその都度その会議を傍聴させていただいた。技術会議についても、それが終わった後で先生方から詳しいご報告をいただいた。そしてまた、私どもも何回も現地に向つて、そして、そこでどういう実験をしている、その実験はどうなつていくんだと、これはこういうことで処理して確実に安全が保たれるということを理解しております。

今回の震災に当たつても、若干一部で液状化の現象が出ている。それも私たちみんながバスを仕立てて現地を見に行きました。大した問題ではなかったんですが、これについても十分な液状化対策を講ずることが予定されていると、きちんとやれるんだと。その実例としてはこういうことで、羽田であるとか、あるいはディズニールランドであるとか、そういうところで、その対策を施したところでは全くそういう問題が現在でも出ていないということまで我々は確認して、今、都のほうからご説明があったように、全部これらの安全対策を講じた上で、データに基づいて、その公表に基づいて新市場をつくつていただくというのでありますので、我々はそれを信頼して、ここの表現にあるように、豊洲新市場、既にこのことがうたわれてから、これは十年前の第七次から豊洲新市場ということはどうなつていくわけでございます。今回こそ、ここでははっきり豊洲新市場ということを決めていただきたいと思いますというふうに思います。

以上、私の意見でございます。

○福永会長　ご意見として。ありがとうございます。

さらにご質疑ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○福永会長　ほかにご意見、ご質問等はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

○川井委員　意見も含めてですか。

○福永会長　意見もどうぞ。

○川井委員　意見も含めて閉じるということですか。そうじゃなくて。

○福永会長　まず、この答申案に対してのご意見等があればご発言をお願いします。

○川井委員　最後のまとめのときの意見はもう一度……。

○福永会長　それは後ほどまた。

○川井委員　結構です。

○福永会長　今いろいろとご質疑をいただいておりますけれども、以上をもちましてご質疑等は終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、ここで答申の取り扱いについての協議をいたしたいと思えます。

ただいまいろいろとご意見やご要望を頂戴いたしましたけれども、整備基本方針について、お手元の計画部会による案でご了承をいただきたいと存じます。

頂戴いたしましたご意見、ご要望につきましては、本日の議事録に記録としてこれをとどめるとともに、今後、東京都が整備計画を策定する中で検討していただくことといたしました。基本方針については原案どおりの内容で東京都知事あて答申をいたしたいと思えますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

○福永会長 両方とも同じ異議ありですか。お一人ずつですか。お一人ずつで。

○馬場委員 今ご質問もさせていただきましたが、やはり土壤汚染対策をしていない現段階で市場を豊洲に移転するということを決めるわけにはいかないというふうに思っています。その理由は、先ほど申し上げましたように、土壤汚染のあるところに市場を開設するという今まで前例のない事業であること、対策と、それから建設を同時にしていくというような状況の中で、各汚染対策、無害化が確認されたということがきちんとデータとして出てこない時点で、私ども審議会の委員の一人として、この豊洲新市場を平成二十六年開場を目途に整備するという点について、同意をしかねるというふうに考えております。

今の時点では、この豊洲の新市場に移転するということが最適な中央卸売市場の設置になるというふうには考えられないという状況でございますので、今回のこの基本方針に豊洲新市場への移転に関することを盛り込むということについては、同意しかねるということでご了解いただければと思います。

○福永会長 どうぞ。

○柳ヶ瀬委員 馬場委員と同じ内容なんですけれども、この豊洲新市場の整備というところ、ここを入れることに対して、同じ理由で反対でございます。

つけ加えるとするならば、前回の中間報告のときと、震災後、液状化の話が出ました。液状化によって土壤汚染の状況がどのようになってきているのか、これは確認ができていません。これに対してもしっかりと調査をしなければいけませんし、新しい事象に対して安全・安心な市場であるということをはっきりと明らかにするためには、しっかりと調査をして、この新しい事象に対して対策をとるといったことがわからなければいけないのではないかと。

それだけつけ加えさせていただいて、以上でございます。

○福永会長 ただいま両議員から異議ありのご発言がありました。ただいまの意見に対しましてご発言のあ

る方はご発言をお願いいたします。どうぞ。

○川井委員　実はこれ、法の方での土壤汚染対策については、あくまで囲い込みだけなんですよね。しかも、その囲い込みというのは、例えば土であれば五十センチだとか、あるいは舗装であればアスファルト舗装、コンクリート舗装、それぞれ違いますけども、十センチ、あるいは五センチ足らずのことでございます。今回、東京都がとうとうとしているのは、まさに全部土を運んで、そこへ二メートル五十の土を盛って新たに二メートルというような形で、舗装についても四十センチ、五十センチというような形をとるということでございます。しかも、私はこの場で安全、当然、市場の務めとすれば、都民の食の安全、そして安定供給でございますから、安全な食という部分についての議論の中ではあつていいんだろうけれども、土壤汚染について、この場で議論すべきなんだろうかという思いが、前回も発言をしたのでございますけども、あくまでこれは、専門家、あるいは技術会議、ここで間違いなく土壤の汚染が無害化できるというのを既に発表されておられて、技術的にもその施行ができるということが発表されている。そうであるならば、私どもはそれをまさに大義として受けとめていく。

そういう意味で、国においても、国に土壤汚染対策について説明をし、その上で国のほうも判断をし、第九次の計画に位置づけているわけであります。これがやってみなければわからんとか、前提ですよねんて言ったら、これは世の中何であつても進まないものであつて、計画していることというのはあくまで前提でございます。それはすべてについてそうだろうと思いません。しかしながら、専門家の方や技術者の方々がきちんと経験と、また議論と計算をされて、そして出されていると。これを確実に実施していただくだけで我々がここで望むことなんだろうと。

そして、東京都とすれば、既に予算も通っているわけですから、執行側とすれば、その予算を年度内に着実に執行していく。これも義務でございます。

そういうことでございますので、私は、今言ったような理由の中で、この答申を先送りするようなことがあつては決していけないだろうと。逆に、私どもがきっちりした答申を出すことによって、なおさら都民の方々にも一定の安心感をしっかり持っていていただく。このことも大事なことなんでしょうと、こう思っております。

いずれにしろ、土壤汚染については、専門家の会議、あるいは技術者の会議、そういうもの、だからこそ計画部会の先生方が十回にわたって議論をする中でもきちんとそういうとらえ方の中でこの答申をまとめていただいた。私は、これをしっかり我々が受けとめていかなければ、専門家会議、技術会議、あるいはこの審議会の計画部会に対しても大変失礼なことになるんだろうと、こう思っておりますので、ぜひこの答申どおり進めていただくことで、場合によってはお諮りいただいても結構なんでしょうと、こう思っております。

○福永会長　どうぞ。

○横山会長代理　馬場委員と川井委員、どうもありがとうございます。また、柳ヶ瀬委員もご意見いただき、ありがとうございます。

私ども計画部会でも、こうしたリスクに対して専門的知識を持たない私たちが何ができるのかということと、それぞれの先生方のご意見もあるうかと思えますが、私の理解では、少なくとも透明性、そして不確実性に対する対応が、やはり都民の皆さんが納得できるような形で将来に向けて卸売市場を整備していく上で何が必要なのかということを第六回目の計画部会でかなり検討いたしました。技術的なお話等についてはわかりませんが、知事サイド及び議会サイドのお考えやこれまでの経緯や、専門家会議、技術会議のそういった取組についてお話をいただいて、この審議会ですることができることは、やはりリスクコミュニケーションに尽きるのではないかということになりました。

そこで、三・一一の大震災の前の六十六回の審議会でもリスクコミュニケーションの大切さを私は部会を代表してお話しさせていただきました。その後、三・一一の福島第一原発事故において、専門家に対する信頼感が揺らいでいる今の状況の中で、やはり馬場委員のおっしゃられるようなご心配も一つのご見解でしょうし、川井委員がおっしゃられたような専門家会議、技術会議をすべて前提にして、その後また考えていくというのも一つの大きなご意見だろうと思いますが、そのことについて計画部会では、土壤汚染を前提にした議論とか、それから今後の液状化の話等についても出ましたけども、技術的なお話にはなりません。ただ、私自身が普通の感覚で、やはり都民の皆さんにどういうことを訴えていったらいいのかということだけ考えました。

それは、土壤汚染の問題にしてもなんにしても、完璧な土地や完璧な人間の対応というのは、恐らく無欠のものというのではないのではないかと、専門家のおっしゃることをどこまで信頼できるのかということについて、私たちは普通の人間として、その説明を伺った上で、おかしいことはおかしいと言えるような、そういう手続をとっておくことではないかということ、事務局等についてもリスクコミュニケーションの充実ということで、この文言については計画部会の先生方と一緒にぜひ信頼を勝ち取っていくような形で進められないかということを入れていただきました。

土壤汚染の問題以外に液状化の問題は、先ほどお話しさせていただいたように、東京都全体の液状化対策の中でどういうふうにするのかということが一番大きい問題だろうと思います。そことの兼ね合いで、液状化についても、先ほど伊藤委員のほうからお話ありましたように、透明性を高めていくという、その意思決定の仕方を少しオープンにしていこうというのが都の卸売市場の皆さんのお気持ちなのではないかと思えます。とりわけ大震災の影響もございますので、安心ということが重要だということであれば、数値をただ単に示して、こうだから安心ですよということは、原発事故の状況を踏まえるとなかなか数字

だけでは納得できないというのが偽らざる事実なのではないかと。その中で、やはり安心をどうやって確認していくのかということでは私はリスクコミュニケーションの充実ということで入れさせていただいているというふうにご説明したいと思います。

それから、馬場委員に少しお話をさせていただきたい。これは私の専門分野で恐縮なのですが、「市場の失敗」ということで、公共部門がいろいろなことをしなくちゃいけませんといって、市場メカニズムが解決できないこと、いろいろな公害問題もそうですし、そういうときに、政府にゆだねればいいのかといったときに、今までの政策論では政府はパーフェクトなものだということでは政策対応した。ところが、政府もパーフェクトではない、完璧なものではないということでは考える必要があります。この例え話で言いますと、豊洲もパーフェクトな候補地ではないかもしれないが、築地は今のままでパーフェクトなのか。また別途ほかの臨海部分の土壌が汚染されていない土地があるということが保証されるのかどうか。こういうような不確実な中で、完璧なものがない中で、どうやればうまく政策を前に一歩進めることができるのかということだろうと思うのです。

馬場委員には、今の豊洲のことではなくて、築地を再開発等するということがご念頭にあったとすれば、では、築地の、私はわかりませんが素人ですから、どのような土地で、どういうような問題がこれから出てくるのか。それから、広さの問題もありますし、いろいろな問題が、建設の途中の時間コストもございいます。そういう中で、ぜひともご理解いただきたいのは、全面的に反対ということではないと思いますけれども、ある程度決断をして、そして二重三重のチェックが私はあるということを感じておいて、そういう点では、もし安全が確認できない場合には、恐らく国も、あるいは都もそれなりの対応をお取りにならざるを得ないと思いますので、そういう点で、一歩進めていくことが重要なのではないかということです。これまでのいろいろな経緯の中で、私は知事と議会のいろんなお考えも承知しておりますが、ど

ちらが正しいかということとはわかりません。ただ、やはり一歩進めることが重要なのではないかとこのことで、こういうような文言にさせていたいただいたということだけ申し添えたいと思います。

長くなりましたけど、以上です。

○福永会長　ありがとうございます。

それでは、それぞれ各委員からいろいろなご発言をいただきました。どうぞ。

○大北委員　今ここに出席させていただいている本当に一市民です、都民です。本当に台所に立っている者です。

それで、私もこの会議に何回か、四回目ぐらいかと思うんですけど、出させていただいて、実は築地のすぐそばに住んでおります。その中で、やはり土壌汚染というのが一番私は心配で、皆で実は二月に、先ほどおっしゃっていたように、バスツアーで築地と大田と、それから豊洲を見学させていただきました。そこでいろいろ説明、今までも説明をたくさん伺っていますし、またあそこでもわかりやすい説明をしていただいております。でも、そこで皆さんお集まりの方がやはり何を申したかといえば、土壌汚染のことでした。ですから、やはり私は急いでここで決めなきゃならないのかということをいま一つ、横山さんのお話を伺いまして、本当に私も一市民としてここで賛成・反対というのは非常に難しいと思っております。どうしたらいいのか。本当に想定外のこと、起こらないことが起きるということを三・一で私たちは学びました。そんなことを考えると、いつまでも考えていてもいけないけども、もう一つ踏みとどまって、本当に確保できるのであれば進めていくと。そういったことを皆さんで本当に真剣に考えて、もうつくってしまったら終わりです。私はそう思いますので、その辺を皆さんでよく考えて、これから採決をおとりになるんでしょうか。もしそうだったら、そうしていただきたいと思います。

○福永会長　ほかにご意見ございませんようでしたら。どうぞ。

○上野委員　これまで横山会長をはじめ計画部会の中でいろんなご意見を、また研究をされてまとめられたというところで、本当に心から敬意を表する次第でございます。

これまでもさまざまに都のほうからの説明もありましたし、また専門家会議、技術会議等々の中で実際に提言をされて、その内容についての実験・実証というのも実際にやられてきて、それが確保されてきたという状況でございます。さらには、先ほど言われましたように、リスクコミュニケーションの充実をしっかりとつたわれていると。さらには、安心・安全に向けての透明性の確保ということもしっかりされているという中でのこれからの今後の卸売市場の将来を見据えていくという極めて重要な話も、今回は審議会ということで答申をされるわけでございます。

そうした中であって、心そこにあらざれば、見るもの見え、聞くもの聞こえずというような発想でのやっぱり内容であってはいけません。しっかりとそのあたりについても、都民の安心・安全というのも、リスクコミュニケーションも確保されて、透明性も確保されているという二重三重のことをあえてこの答申の中でもうたわれているということを我々は信じていく。そして、しっかりと安心・安全もチェックしていくということが今後求められていることだと思います。

そういった意味で、今回の整備基本方針というのは、急ぐとか急がないという問題よりも、いろんなそういういった、何度も言いますけれども、卸売市場の将来を見据えての答申と、こういう視点から物を見て判断していくということが大事だと思います。そういう意味では、早い遅いという問題じゃなくて、この場でしっかりとこの内容について我々としての意見を確実に表示して、そして前に進めていくということが極めて重要だと、このように思っていますので、よろしくお願いいたします。

○福永会長　ありがとうございました。

それでは、この答申案につきましてのお取り扱い、基本方針についてのお取り扱いでございますけれども

も、それぞれご意見を頂戴いたしました。もとより反対のご意見もございましたし、これら反対のご意見も含めまして、それぞれ皆さんの発言をいただいたわけでございますが、会長といたしましては、大方のご意見といたしましては、原案の内容でご賛同を得られているというふうに考えております。

反対のご意見、あるいはご異論などにつきましては、引き続き東京都がその趣旨を十分にお聞きし、今後、東京都が策定をいたします整備計画の中で検討していただくということ、審議会としては、本日、原案の内容で東京都知事あて答申をいたしたいというふうに存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

○馬場委員 答申の決定でしょうか。

○福永会長 そうです。異議ありということは、中身の問題ではなくて、取り扱いの問題ということですから、そういう意味でいけば、この答申に反対、あるいは答申案を再検討するという意味では、継続審議という意味の動議と受けとめてよろしゅうございますか。

○柳ヶ瀬委員 はい。

○馬場委員 はい。お願いします。

○福永会長 はい、わかりました。それでは、お二人の委員から審議継続の動議という扱いでよろしいということ、提案がなされました。

審議会の議事は、審議会条例の第七条の規定によりまして、出席をいただいた委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによることとなっております。したがって、本件につきましては、挙手による採決を行いたいと思います。

お諮りをいたします。ただいま馬場委員、柳ヶ瀬委員からご提案がありました審議継続の動議につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○福永会長　賛成の方は過半数に満たないと確認をいたしました。よって、お二方の委員からの審議継続の動議につきましては否決をされました。

それでは、改めてお諮りをいたします。頂戴いたしましたご意見、ご要望、これらにつきましては、本日の議事録に明確にこれを記録としてとどめるとともに、今後、東京都が整備計画を策定する中で検討していただくこととし、基本方針については、原案どおりの内容で、本日、東京都知事あて答申をしたいというふうに存じますが、これも賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○福永会長　ありがとうございます。賛成の方が過半数と認めました。よって、基本方針につきましては原案どおりの内容で東京都知事あて答申をいたします。

それでは、これより答申に移りたいと思いますが、答申書の写しを事務局より委員の皆様にお配りをさせていただきますと思います。そして、ご確認をお願いいたします。

皆さん、お手元にお配りいただきましたでしょうか。ご確認をいただいたと思いますが、今お配りをいたしました答申書につきましては、これでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○福永会長　異議なしとのことでございますので、ありがとうございます。

なお、これから答申をいたしたいと思いますが、答申に先立ちまして、ビデオ、カメラ等の入室を許可いたしますが、ありますか。

それでは、知事に対しまして本審議会より答申をしたいと思えます。本日は、知事の代理として岡田市場長に答申書をお渡ししたいと思えます。

それでは、答申をさせていただきます。

答申書

東京都知事 石原慎太郎殿

東京都卸売市場整備基本方針について（答申）

平成二十二年六月二十五日付二十二中管市第九十八号により、貴職より諮問を受けた、「生鮮食料品等の円滑な流通を確保し、消費生活の安定に資するため必要な卸売市場整備の基本方針」につきまして、審議の結果、別添のとおり答申します。

平成二十三年五月三十一日

東京都卸売市場審議会会長 福永正通

（答申文手交）

#### 四、閉会

○福永会長 ただいま答申書を市場長にお渡しをいたしました。以上をもちまして本日の議事を終了させていただきます。ただきたいと思いますが、閉会の前に岡田中央卸売市場長より一言ごあいさつがございます。

○岡田幹事 委員の皆様方には、ただいま熱心にご審議を賜り、誠にありがとうございます。改めまして御礼を申し上げます。

この東京都卸売市場整備基本方針につきましては、昨年六月にご諮問を申し上げます。以来、審議会を三回、計画部会を十回と、精力的に各委員の先生方にご審議をいただきました。委員の先生方のご尽力に対しまして、心から御礼を申し上げます。

都といたしましたしては、ただいま会長よりいただきましたご答申を踏まえまして、さらには本日この場でいただきましたご議論も踏まえまして、この秋を目途に具体的な整備計画を策定してまいりたいと考えてございます。

本日の答申にもございましたけども、卸売市場というものは生鮮食料品等の円滑な流通と都民の安定した食生活を支える上で重要な役割を担ってございますが、最近、卸売市場を取り巻く環境が大きく変化してきてございます。その中で、私ども卸売市場がその使命を果たし、都民の期待にこたえていくという大変な大きな課題があると受けとめております。

私ども東京都中央卸売市場、改めまして全力で頑張っていかなければいけないと心に決めているわけですが、各委員の皆様方におきまして、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう改めてお願いを申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございます。

○福永会長　どうもありがとうございました。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、長時間にわたりましたご熱心なご意見を賜りまして、本当にありがとうございます。おかげをもちまして、本日、答申をまとめることができました。

横山部会長をはじめ、計画部会の委員の皆様方には、答申案の取りまとめに当たりまして、大変にご労苦をおかけいたしました。心から改めて感謝を申し上げます。

東京都におかれましては、答申の趣旨やこれまでの当審議会の議論の内容、経過を十分に踏まえて整備計画を策定していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、第六十七回東京都卸売市場審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後四時十三分 閉会